

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

| 新 | 旧 | 改正理由等 |
|--|---|------------------------|
| <p>(給与改善調整手当)</p> <p>第30条の9 給与改善調整手当は、給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。</p> <p>2 給与改善調整手当の月額は、<u>10,700円</u>とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> | <p>(給与改善調整手当)</p> <p>第30条の9 給与改善調整手当は、給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。</p> <p>2 給与改善調整手当の月額は、<u>3,500円</u>とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(略)</p> | <p>・給与改善調整手当の金額の改正</p> |

令和4年9月27日
理事会
人事部

職員の給与に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

看護職員等の処遇改善を目的とした事業について、診療報酬改定により賃金改善額に変動があったため、関係規程の改正を行う。

2 改正の概要

「給与改善調整手当」を月額3,500円から10,700円とする。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年10月1日施行

令和4年9月27日

理事会
人事部

看護職員処遇改善評価料新設に伴う給与改善調整手当の増額について

1 経過

- 看護の処遇改善については、令和3年11月19日「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととされた。
- それにより、各医療機関は、令和4年2月から9月までは、収入を1%（月額4,000円）引き上げるための措置を看護職員等の処遇改善事業として各都道府県から補助金を、令和4年10月以降については、診療報酬改定の「看護職員処遇改善評価料」の新設により得た収入を賃金改善の費用に充てられるようになった。これにより、看護師一人当たりの給与改善額は月額12,000円となった。

2 機構のこれまでの対応

- 看護職員等の処遇改善事業の目的や内容を踏まえ、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関である、足柄上病院、こども医療センター、循環器呼吸器病センターの看護職員（看護師、准看護師、保健師）へ月額固定手当を支給することとした。
- 補助金の交付要件として令和4年2月から賃金改善を行っていることが必要であったため、令和4年2月9日付けで給与規程を改正し、令和4年2月1日から月額3,500円の給与改善調整手当を新設した。

3 対応について

診療報酬改定により令和4年10月から「看護職員処遇改善評価料」が新設されることに伴い、当機構においても以下の内容で給与改善調整手当の増額を行う。

(1) 対象医療機関

足柄上病院、こども医療センター、循環器呼吸器病センター

(2) 対象職種

看護師、保健師、准看護師

(3) 支給額

月額 10,700円

ただし、短時間勤務職員については、週の勤務時間に応じて手当を割落として支給する。

(4) 非常勤職員の対応

月額支給の者は週の勤務時間に応じて割落としを行い、日額及び時間額支給の者は非常勤職員の基準報酬額の算出方法に基づき以下の金額を手当として支給する。日額及び時間額の者には勤務実績の有無に関わらず、基本報酬に加算して支給する。

月額（週29時間）：8,000円

日額：490円

時間額：63円

(5) 支給開始時期

令和4年10月適用とし、次のとおり支給を開始する。

常勤職員：10月例月給与分を10月に支給（10/17支払い）

非常勤職員：10月の支給分の報酬を11月に支給（11/16支払い）

(6) その他

- ・手当は時間外基礎額に算入する。
- ・期末勤勉手当や退職手当の基礎額には算入しない。

4 改定影響額について

- 収入見込み額については、届出における看護職員数及び患者数を令和4年7月と同様の状況と仮定し、下半期の影響額の試算を行った。
- 賃金改善見込み額については、手当を支給対象の看護職員数を令和4年4月～6月の平均人数とし、時間外手当時間数を令和4年6月実績の平均時間数である14時間分として計算を行った。

(円)

| | 常勤換算(人) | 収入見込み額(A) | 手当額計(B) | 法定福利費計(C) | 賃金改善見込み額計(D(B+C)) | 収入との差異(A-D) |
|------|---------|------------|------------|-----------|-------------------|-------------|
| 足上 | 239 | 3,312,000 | 2,775,365 | 581,581 | 3,356,946 | △44,946 |
| こどもC | 624 | 8,730,000 | 7,269,001 | 1,517,639 | 8,786,640 | △56,640 |
| 循呼C | 191 | 2,635,000 | 2,216,907 | 463,712 | 2,680,619 | △45,619 |
| 計 | 1,054 | 14,677,000 | 12,261,273 | 2,562,932 | 14,824,205 | △147,205 |

※ 収入見込み額を賃金改善見込み額が上回らなければならないことから、各所属で収入との差異がマイナスになる金額とした。

5 今後のスケジュール

令和4年10月の例月給与での支給に向けて以下のとおり対応を行う。

| | |
|---------------|-----------|
| 令和4年9月27日(火) | 理事会 議案提出 |
| 令和4年10月17日(月) | 常勤例月給与支給 |
| 令和4年10月20日(木) | 施設基準の届出期限 |
| 令和4年11月16日(水) | 非常勤報酬支給 |